

# クーリング・オフの基礎知識

「冷静に判断していれば契約しなかったのに、なぜあの時・・・」

クーリング・オフは、そのような消費者を救うための制度で、一定の条件の場合に、消費者からの一方的な意思表示のみで契約を解除できる制度です。

## ●こんな時は、クーリング・オフできます

取引内容	期 間	適用対象
訪問販売 電話勧誘販売	契約書や申込書を受領した日から <b>8日間</b>	原則すべての商品・サービス、特定の権利 ※ 自動車、使用済み消耗品などの商品、葬儀等の役務を除く
連鎖販売取引 (マルチ商法)	契約書や申込書を受領した日から <b>20日間</b> ただし、再販売商品(販売することを目的に購入する商品)契約は最初に引き渡しを受けた日か、契約書や申込書を受領した日のどちらか遅い方の日から20日間	すべての商品・サービス、施設を利用し、またはサービスの提供を受ける権利
業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法など)	契約書や申込書を受領した日から <b>20日間</b>	すべての商品・サービス、施設を利用し、またはサービスの提供を受ける権利
特定継続的役務提供	契約書や申込書を受領した日から <b>8日間</b>	◇エステティックサロン 美容医療の一部 →契約期間が1ヶ月を超えるもの ◇外国語会話教室 家庭教師派遣 学習塾 パソコン教室 結婚相手紹介サービス →契約期間が2ヶ月を超えるもの ※いずれの場合も金額が5万円を超えるもの
訪問購入 (訪問買取)	契約書や申込書を受領した日から <b>8日間</b>	※自動車、家電、家具、書籍、CD、DVD、ゲームソフト類、有価証券は除く

※キャッチセールス、アポイントメントセールスも訪問販売です。

## ●クーリング・オフの効果

- ・ 支払ったお金は返してもらえます。
- ・ 受け取った商品は、相手の費用で引き取ってもらえます。

## ●こんな時は、クーリング・オフできません

1. 自発的に店舗に出向いて買い物した場合。
2. 通信販売の場合。  
(業者によっては、一定期間の返品を認めている場合があります)
3. 3,000円未満の商品を現金で一括支払った場合。

### 契約書や申込書について

記載内容に不備がある場合は、期間が過ぎていてもクーリング・オフが可能です。

## クーリング・オフの方法

クーリング・オフは解約したい旨をメール・FAXまたははがきなどの書面で販売会社に発信しましょう。

また、クレジット契約を結んだ場合は、信販会社へも通知を出しておきます。

メールやFAXで通知する場合は、通知内容と発信日が分かるデータや記録を保存しておきましょう。

ハガキで書く場合は、**簡易書留**等記録を残して送りましょう。

また、証拠として、郵便局の領収書やハガキの裏と表のコピーをとって保管しましょう。

消印がクーリング・オフ期間内であれば有効です。

業者に届くのはその後でもかまいません。

## ハガキの場合の記載例

### ●販売会社宛

#### 契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社名 〇〇株式会社〇営業所  
担当者 〇〇氏

上記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの〇〇円を返金し、商品を引き取って下さい。

令和〇年〇月〇日  
(住所) 四日市市〇〇町〇丁目〇番地  
(氏名) 四日市 太郎

### ●信販会社宛

#### 契約解除通知書

契約年月日 令和〇年〇月〇日  
商品名 〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇円  
販売会社名 〇〇株式会社〇営業所

上記日付の契約は解除します。

令和〇年〇月〇日  
(住所) 四日市市〇〇町〇丁目〇番地  
(氏名) 四日市 太郎

※ 証拠のために両面コピーを取ります。契約書面や、郵便局の領収書等といっしょに保管しましょう。メールやFAXなどの場合でも書く内容は同じです。

市民・消費生活相談室  
TEL 354-8264 (消費者相談専用)